

## 大阪民間社会福祉事業従事者共済会基本財産

### 繰入れ積立金の設置、管理及び処分の件

#### 1. 積立の目的

本会の基本財産から生ずる果実は、すべてこれを当該基本財産に繰入れる目的をもって、これを積立てる。

#### 2. 積立の方法

毎年度、基本財産から生じた果実は、当該年度の予算の定めるところにより、これをこの積立金に繰入れる。

#### 3. 積立金の管理

この積立金は、確実な銀行に預金し、または確実な信託会社に信託して、これを監理する。

この積立金より生じた果実は前号に準じて、当該積立金に繰入れる。

#### 4. 積立金の処分

この積立金を基本財産に編入するときは、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

#### 5. 昭和37年3月29日開会の理事会及び評議員会に提出の第6号議案「大阪民間社会福祉事業従事者共済会基本財産管理の件」は、これを廃止し、右議決に基づいて現在積立管理中の財産は、これをこの積立金とみなし管理するものとする。

#### 6. 昭和40年10月19日より施行。